

第1章 野火止用水・平林寺の文化的景観の保存に向けて

1 野火止用水・平林寺の文化的景観保存計画の目的

(1) 計画の目的

ア 文化的景観とは

文化的景観は、日々の生活に根ざした身近な景観の文化的な価値を正しく評価し、地域で護り、次世代へと継承していくために、文化財保護法で新たに設けられた文化財です。文化財保護法第2条第1項第5号では、「文化財」の新たな定義として、「文化的景観」を

地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地で我が国民の生活又は生業の理解のため欠くことのできないものと規定しています。

国は、都道府県又は市町村の申出に基づき、景観法に定める景観計画区域又は景観地区にある文化的景観であって、保存のために必要な措置が講じられているもののうち、文化財としての価値が特に重要なものを「重要文化的景観」として選定します。

イ 計画の目的

野火止用水・平林寺の文化的景観保存計画(以下「本保存計画」といいます。)は、文化財保護法に基づく重要文化的景観を選定するために定められる文化的景観の保存に関する計画です。

本保存計画は、野火止用水と平林寺を始めとする文化的景観を保存・活用し、後世に継承していくことを目的として策定するものです。

(2) 計画の位置付け

本保存計画は第4次新座市基本構想総合振興計画の下に位置付けられますが、新座市都市計画マスタープラン等の関連計画との整合を図るとともに、特に新座市景観計画とは連携しながら文化的景観の保存を図るものとします。

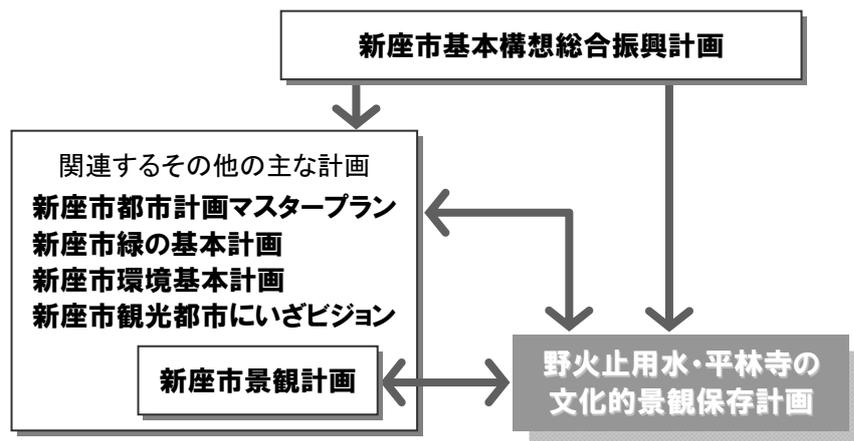


図 1-1 保存計画の位置付け

2 文化的景観重要地域に選択された経緯

(1) 文化的景観重要地域の選択

文化庁において、平成12年度から平成15年度に実施された「農林水産業に関連する文化的景観の保存・整備・活用に関する調査研究」によって、全国の農林水産業に関連する多種多様な文化的景観について、その所在及び保護の取組等の調査を行うとともに、専門家等からなる検討委員会を設置して、それらの保存・活用の方策について検討が行われました。この調査で対象とした2,311の文化的景観地域の中から、独特の性質、構成要素が認められ価値が高いもの、近年の改変による大規模な影響を受けず本質的な価値を伝えているもの等、502の地域を対象として二次調査が行われ、その中から180の地域が保護の措置を講ずべき重要地域として選択されました。

なお、重要地域の選択基準は以下のとおりです。

- ア 農山漁村地域に固有の伝統的産業及び生活と密接に関わり、独特の土地利用の典型的な形態を顕著に示すもの
- イ 農山漁村地域の歴史及び文化と密接に関わり、固有の風土的特色を顕著に示すもの
- ウ 農林水産業の伝統的産業及び生活を示す単独又は一群の文化財の周辺に展開し、それらと不可分の一体的価値を構成するもの
- エ ア～ウが複合することにより、地域的特色を顕著に示すもの

(2) 野火止用水の選択

文化庁文化財部記念物課による「農林水産業に関連する文化的景観の保護に関する調査研究(報告)」(平成15年6月12日)において、野火止用水は、「江戸時代に築かれた農業用水の景観が長大な範囲で遺存し、一連の景観を形成している」として、埼玉県新座市と小平市・立川市・東大和市・東村山市・東久留米市・清瀬市を流れる用水も含めた形で重要地域(エ 複合景観)に選択されました。

(3) 文化的景観保存計画の策定

野火止用水は現在、東京都内6市と新座市内の約18.6kmに流れが残され、周辺地域に武蔵野の農業景観が残存していることから重要地域に選択されたものと考えられます。上記の報告では「農業用水」とされていますが、野火止用水は野火止台地における畑作新田開発に携わった人々の生活を確保するために、川越藩主の松平伊豆守信綱が徳川幕府から分水の許可を得て、承応4年(1655)に開削しました。玉川上水にあった分水のうち、最古最大の分水であり、川越藩領という私領に分水された唯一の生活用水路です。また、信綱の遺志によって岩槻から野火止に移転した平林寺にも、野火止用水の分水が流されています。開削以来、約300年の長きにわたり、野火止用水は「命の水」として大切にされ、新田開発により形成された短冊形地割が維持されてきました。本保存計画策定に当たっては、野火止用水が野火止台地開発と平林寺移転のために開削された生活用水であることを考慮する必要があります。

新座市には、野火止用水の名称にもなった「野火止」という地名があり、信綱による新田開発の農村景観が残り、信綱の眠る平林寺には広大な境内林が広がっています。このように、野火止用水と一体となった土地利用の形態や文化財等を顕著に有する地域として、新座市が本保存計画を策定するものです。

3 計画策定の経過

新座市では、ふるさと新座のよりどころである埼玉県指定史跡野火止用水を文化的資産として、よりよい形で後世に残し有効に活用するため、平成7年3月に「野火止用水管理・活用計画」を策定し、野火止用水の管理・活用の方向を示しました。

また、文化的景観の重要地域に選択されたことを受けて、平成17・18年度に文化的景観保存活用調査を実施しました。同時に、新座市は景観法に基づく景観行政団体に移行し、平成22年に景観計画を策定し、景観条例を制定し、新たな景観施策の推進を図っています。

本保存計画の策定に当たっては、庁内の検討委員会と、専門家や地元住民等による策定委員会を組織し、検討を行ってきました。併せて、ワークショップ等の市民参加事業も継続的に実施し、文化的景観の普及啓発に努めてきました。

表 1-1 計画策定の経過

(資料編参照)

年度	事 項	
平成6年度	野火止用水管理・活用計画策定(平成7年3月)	
平成12～15年度	文化庁による「農林水産業に関連する文化的景観の保存・整備・活用に関する調査研究」において、野火止用水が重要地域に選択	
平成16年度	文化財保護法の一部改正 文化的景観保護制度開始 景観法制定	
平成17年度	文化的景観保存活用調査(その1)	《市民参加事業等》
平成18年度	文化的景観保存活用調査(その2) 野火止用水文化的景観保存計画策定委員会 (4回開催) 景観法に基づく景観行政団体に移行	ワークショップ(3回開催)
平成19年度	野火止用水文化的景観保存計画策定委員会 (3回開催)	文化的景観普及啓発イベント 「ウォーキングナイト@野火止用水 ～光と音の小径～」開催
平成20年度		ワークショップ「野火止用水の源流めぐり」開催
平成21年度		ワークショップ「野火止用水をあるく」開催
平成22年度	野火止用水自然環境調査及び平林寺林泉境内調査 新座市景観計画策定・新座市景観条例制定	ワークショップ「野火止用水をあるく」開催(2回開催)
平成23年度	野火止用水文化的景観保存計画庁内検討委員会 (3回開催) 野火止用水文化的景観保存計画策定委員会 (4回開催)	計画(素案)に対する市民意見募集 講演会「風景が語る歴史 ～野火止用水が育んだ文化的景観～」開催

その後、都市化とともに人口の急増が始まり、国勢調査人口では昭和 30 年(1955)の 11,700 人が、昭和 45 年(1970)には 77,704 人となりました。そして同年 11 月 1 日に市制が施行され、平成 23 年 4 月 1 日現在 160,623 人の人口を擁する首都圏の中堅都市となっています。

市制が施行された昭和 45 年(1970)当時は、国内経済は高度成長期にあり、東京のベッドタウンとして新座市に急速に人口が流入しました。また、第二次ベビーブームの影響で大幅な自然増が発生し、昭和 40 年(1965)の 36,881 人から、昭和 50 年(1975)の 108,990 人へとかつてない人口の増加を経験しました。

これらの人口増加に伴う急速な宅地開発は、北の東武東上線や南の西武池袋線の各駅を中心に進んだため、市街地が南北から形成されることとなり、市中央部等に農地や自然が多く残るといった特徴的な都市構造を持つに至りました。近年では、この残された自然環境が新座市の最大の魅力であると市民に認識されています。

この人口急増時においては、民間による単発型の住宅開発等が先行したため、幹線道路や生活道路、公園等の都市基盤整備が行われないまま宅地化が進み、結果として住環境や防災面に影響を及ぼすこととなりました。また、本来宅地化をすべき市街地に低未利用地が残る一方で、市街化を抑制すべき区域に無秩序な開発行為が行われる等、市街地のスプロール化が散見され、効率的な都市基盤整備を困難にしています。

新座市の産業の中心である工業は、高度成長期に入った頃から、出版・印刷、非鉄金属、電気機器が主流を占めるようになり、これらは主に国道 254 号、主要地方道さいたま東村山線に沿った野火止地域に立地しています。



図 1-3 新座駅周辺に新しく形成されつつある市街地(平成 15 年(2005)撮影)

(3) 調査の範囲

本保存計画の策定に当たって調査した範囲は、新座市内に入り幾流かに分水された野火止用水及び開発されたかつての新田一带を含む野火止、菅沢、あたご、新堀、西堀、本多、北野、東及び東北の地域としました。

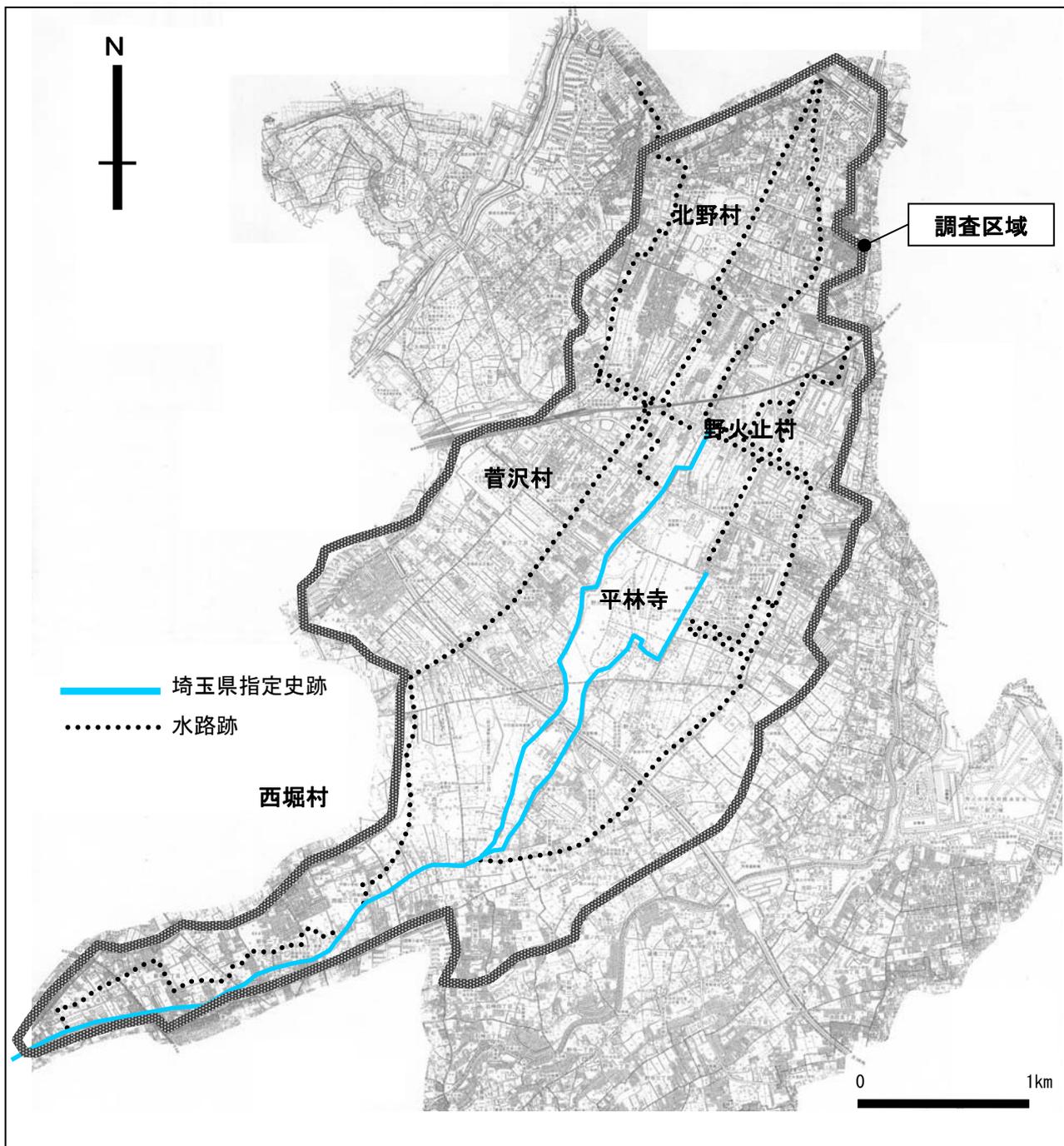


図 1-4 調査対象範囲